

第2回 蒲郡市立地適正化計画策定委員会 会議録

開催日時	令和5年10月2日（月）午前10時から午前11時30分まで																														
開催場所	蒲郡市役所 本館3階 304会議室																														
出席者	<p>【委員】</p> <table border="0"> <tr> <td>豊橋技術科学大学 教授</td> <td>浅野 純一郎</td> </tr> <tr> <td>豊橋技術科学大学 准教授</td> <td>杉木 直</td> </tr> <tr> <td>愛知県宅地建物取引業協会</td> <td>山口 浩史</td> </tr> <tr> <td>蒲郡商工会議所</td> <td>鈴木 俊介</td> </tr> <tr> <td>蒲郡市社会福祉協議会</td> <td>大須賀めぐみ（欠席）</td> </tr> <tr> <td>蒲郡市女性防火クラブ</td> <td>稲吉よし子</td> </tr> <tr> <td>吉光区総代</td> <td>細井 政雄</td> </tr> <tr> <td>松区総代</td> <td>小田 勝一</td> </tr> <tr> <td>蒲郡にじの会</td> <td>鈴木 庸子</td> </tr> <tr> <td>蒲郡市都市開発部 部長</td> <td>嶋田 丈裕</td> </tr> </table> <p>【オブザーバー】</p> <table border="0"> <tr> <td>愛知県都市・交通局都市基盤部 都市計画課 課長補佐</td> <td>富永 正輝（代理出席）</td> </tr> </table> <p>【事務局】</p> <table border="0"> <tr> <td>都市開発部都市計画課 課長</td> <td>鷹巣 央佳</td> </tr> <tr> <td>係長</td> <td>足立 皓介</td> </tr> <tr> <td>主査</td> <td>小林 香奈</td> </tr> <tr> <td>主査</td> <td>大塩 正裕</td> </tr> </table> <p>【委託業者】</p> <p>中央コンサルタンツ株式会社 2名</p>	豊橋技術科学大学 教授	浅野 純一郎	豊橋技術科学大学 准教授	杉木 直	愛知県宅地建物取引業協会	山口 浩史	蒲郡商工会議所	鈴木 俊介	蒲郡市社会福祉協議会	大須賀めぐみ（欠席）	蒲郡市女性防火クラブ	稲吉よし子	吉光区総代	細井 政雄	松区総代	小田 勝一	蒲郡にじの会	鈴木 庸子	蒲郡市都市開発部 部長	嶋田 丈裕	愛知県都市・交通局都市基盤部 都市計画課 課長補佐	富永 正輝（代理出席）	都市開発部都市計画課 課長	鷹巣 央佳	係長	足立 皓介	主査	小林 香奈	主査	大塩 正裕
豊橋技術科学大学 教授	浅野 純一郎																														
豊橋技術科学大学 准教授	杉木 直																														
愛知県宅地建物取引業協会	山口 浩史																														
蒲郡商工会議所	鈴木 俊介																														
蒲郡市社会福祉協議会	大須賀めぐみ（欠席）																														
蒲郡市女性防火クラブ	稲吉よし子																														
吉光区総代	細井 政雄																														
松区総代	小田 勝一																														
蒲郡にじの会	鈴木 庸子																														
蒲郡市都市開発部 部長	嶋田 丈裕																														
愛知県都市・交通局都市基盤部 都市計画課 課長補佐	富永 正輝（代理出席）																														
都市開発部都市計画課 課長	鷹巣 央佳																														
係長	足立 皓介																														
主査	小林 香奈																														
主査	大塩 正裕																														
議題	・ 防災指針素案について																														
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 第2章 居住誘導区域 資料1-1 ・ 居住誘導区域 新旧対照表 資料1-2 ・ 居住誘導区域の検討 資料1-3 ・ 第6章 防災指針 資料2 ・ 防災指針 新旧対照表 資料3 ・ 浸水のおそれがある住宅系施設の集計結果 参考資料1 ・ 居住誘導区域内の指定避難所等の災害危険性の整理 参考資料2 																														
会議内容	1 都市計画課長挨拶																														

2 防災指針素案について

配布資料に基づき、事務局が説明

質疑応答（発言順）

会長：

資料2 防災指針のP 6－3 5の具体的な取組と進め方について、①災害リスクの回避の2つ目のところと、資料3 新旧対照表P 1 0の変更後の災害リスクを踏まえた立地誘導で、項目の数が違うのは変更があるのか。

事務局：

資料3 新旧対照表が誤り。

会長：

資料2 防災指針P 6－3 5の具体的な取組と進め方の中で、居住誘導区域外における届出制度の運用とはどういうことか。勧告までやるということか。もしくは、届出している要件を何か独自に追加してモニタリングをするのか。

事務局：

現在運用している内容で、今以上の拡充の考えは現時点ではなく、誤解を招くようであれば、書き方について見直す。

会長：

資料2 防災指針のP 6－3 4、大規模盛土造成地のところで、「…必ずしも危険であるということではありませんが、…」とあるが、大規模盛土造成地であること自体リスクがあるので、この記述はやめた方が良い。

事務局：

記述は見直す。

A委員：

資料2 防災指針のP 6－3 4の津波のところで、「津波浸水深2メートル以上の区域は、垂直避難が困難であり、家屋が倒壊・流出する危険性が特に高いため、…」という記載になっているが、津波浸水深2メートル以上の区域は家屋が倒壊してしまう可能性があり、垂直避難が困難だと思うので、ここは「津波浸水深2メートル以上の区域は、家屋が倒壊・流出する危険性が高いため、垂直避難が困難であり、居住誘導区域から除外します」という記述に変更した方が良い。

事務局：

文章を改める。

A委員：

資料2 防災指針のP6-33の「洪水、高潮による浸水が想定されている区域は、本市の中心拠点や地域拠点に広がっており、生活利便性が高く、…一部を除いて居住誘導区域からは除外せず、…」とあるが、居住誘導区域として洪水の浸水区域は除外する区域に書かれていなかったと思うが、一部は除くのか。

事務局：

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）を除くことにしたので、一部を除いてと記載したが、文章について改めて考える。

B委員：

避難行動要支援者名簿について、個人情報の問題でなかなか体制が整っていない。例えば、ひとり暮らしの方や高齢者、障がい者の方の情報が、総代や防災計画の担当者に流れないと地域の防災計画が作成できない。具体的な取組を行うためにも名簿情報を提出してもらう必要がある。

6月2日に発生した線状降水帯に関しては、落合川、西田川等の河川被害が約19件あった。落合川の周辺には中央小学校など避難場所に指定されているが、被害の恐れがある場所を指定してもいいのか。

事務局：

避難行動支援者名簿については、個人情報の取扱いは難しいが、危機管理において対応すべき問題なので、担当部局として一緒に考えていく。指定した避難所は、今回提示した**参考資料2**で、指定した避難場所がそれぞれの災害の危険性についても考えている。

C委員：

拾石地区の防災計画に基づく防災訓練を学ぶために、にじの会で避難訓練に参加させてもらったが、本当に取組は大変なものと思った。

避難訓練では、名古屋のレスキューストックヤードのサポートがあり、愛知工科大学にも避難所の提供や御協力をいただいて訓練を行った。

各総代会で外部の講師を呼んで勉強会を開くとなると、かなりの予算がかかる。ただ単に総代区にやってくださいと投げかけるのではなく、市全体の取組としてやっていけたらよい。

次に、どこかの地区で地区防災計画を策定する予定はあるのか。

事務局：

現在、大塚地区について防災部局から地域に働きかけを行っている。

C委員：

ただ単に防災計画を立てるより、外部の方に話を聞けるとよ

い。実際に本震に遭っている人の話を聞くことはとても大切で、それを1つの総代区だけでやるのではなく、みんなで一緒にやる
とか、そんなプロジェクトみたいなのができるといい。

事務局：

防災部局と調整していきたい。

会長：

防災指針上でも、全総代区に設置される自主防災組織と消防団
との連携による地域の防災体制の強化とか、防災リーダーやボラ
ンティアコーディネーターの育成及び支援の推進と書いてある。
具体的に何をするのか。助成制度や、講師を派遣して出前講座を
行うのか。

事務局：

防災リーダーについては、今年の5から6月に、7中学校区で
研修を行っており、その中で防災組織の運営や、実技、備蓄場所
の確認等々を行っている。こういった活動が、地区防災計画の策
定につながっていくものと考えている。

会長：

防災指針の災害リスクの回避のところでは家屋倒壊等氾濫想
定区域（河岸浸食）については居住誘導区域から除外するとある
が、ハード・ソフト含め、それ以外の新しい対策があるという
と思う。

C委員：

防災リーダーとして活動しているが、実際は民間が動いて
いる。具体的な取組みの一つとして、蒲郡市が外部講師を呼んで各
地でいろいろな講座を開き、よい勉強会でかなり続いている。

ボランティアコーディネーターでも、市の危機管理課の協力を
得て、毎年講習会をやっている。市でかなりバックアップをして
いただいているが、なかなか人が集まらないため、情報をもっと
広めて、一人一人の防災意識というのを高めてほしい。

事務局：

河岸浸食を居住誘導区域から除外すること以外の取組につ
いては、この防災指針の策定の中で、市のまちづくりがどう考えて
いるか、どういったところを危険だと考えているかを説明して発
信していくことが大事だと考えている。地域の方と協力しながら、
講習などを通して、少しずつ防災意識を高めていく。

C委員：

東三河地域流域治水プロジェクトに蒲郡市のため池に関す
ることが書いてあったが、この計画の中にため池に関することが書
かれていないのは何か意図があるのか。

事務局：

ため池の決壊する条件となる大雨や地震動は、発生が想定できない。谷を堰で止めて水を溜める構造である。地震動で堰が壊れると一気に浸水が発生するというのが想定される被害である。浸水の原因が水災害によるものではないため、本編ではなく、資料編に添付する予定。

B委員：

今、港付近で開発を行おうとしているが、大災害が来たときに被害が大きくなるようなことも考えてほしい。ただ、防波堤ばかりを強化し過ぎると、逆に開発が遅れてしまうから、災害がきたときにも対応できるように、その辺りを上手に整備していただきたい。

事務局：

東港の埋立地は、埋立てから大分時間が経っているため、現在、海際の土地活用に関して厳しい条件がついてある。土地活用においては東港部局と連携しながら進めていきたいと考えている。

D委員：

資料2 防災指針P 6－39に目標値が記載してあるが、この後に立地適正化計画の目標値がくると順番的におかしい。

全体の目標年度と防災指針の目標年度が異なるというのはあると思うが、防災指針も含めて立地適正化計画として、目標値をまとめて記載してはどうか。

事務局：

防災指針の実施期間が立地適正化計画の期間と合致しないため、この形にした。まとめて記載することを検討する。

会長：

目標値の話は、中間評価の見直しも一緒に行うので、立地適正化計画のアウトプットは最後に出てくる。そこで整合しているかどうかを改めて議論しないとおかしい気がする。

防災指針の部分だけ基準年と目標年の設定が本体と違うというのは不合理的で、チェック体制をいつやるのかという話にもなるので、よく考えていただきたい。

E委員：

資料1－2の居住誘導区域を設定しない区域で、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）については法令により定めない区域ということだが、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）は居住誘導区域の中にもあるのか。

事務局：

ある。

E委員：

家屋倒壊等氾濫想定区域について、元から区域があつて、それが今回、居住誘導区域から外れたということか。

事務局：

家屋倒壊等氾濫想定区域は、立地適正化計画の策定時にリスク分析を行っていなかった。防災指針の検討に入る前に公表されたもので、検討した結果、居住誘導区域から除外することとした。

D委員：

今設定されている目標指標は全てアウトプット指標になっているが、例えば、周知率や居住誘導区域の人口増減など、アウトカムにつながるような指標があつたほうが良いと思う。

事務局：

居住誘導区域内の人口の分析は可能ですが、計画を策定してから5年足らずの期間で効果が現れているかを検証するのは難しい。周知率についてもアンケートを全戸配布するなどしないと統計を取ることができないが、これだけでアンケートを取るのは難しいため、どのような指標が良いのかは改めて考えていきたい。

3 事務局からの連絡

事務局：

次回の委員会について、令和5年12月から1月頃に開催したいと考えている。

なお、本日議論した防災指針素案に関して、何か意見がある場合は、計画への反映や対応を検討するため、10月20日（金）までに事務局に連絡して欲しい。

（会議終了）